

（ 令 7 . 5 . 1 5
総 5 - 1 ）

説 明 資 料

〔個人所得課税について〕

令和7年5月15日（木）

財 務 省

1. 令和7年度税制改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向**を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、**最高58万円**に。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円**上乘せ。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。**
 - 子の給与収入が、**150万円以下**→**63万円**
 - 子の給与収入が、**150万円超** →控除額が**段階的に逡減**

所得税の税額計算

- 所得税は、原則として、個人の1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して税額を計算している。

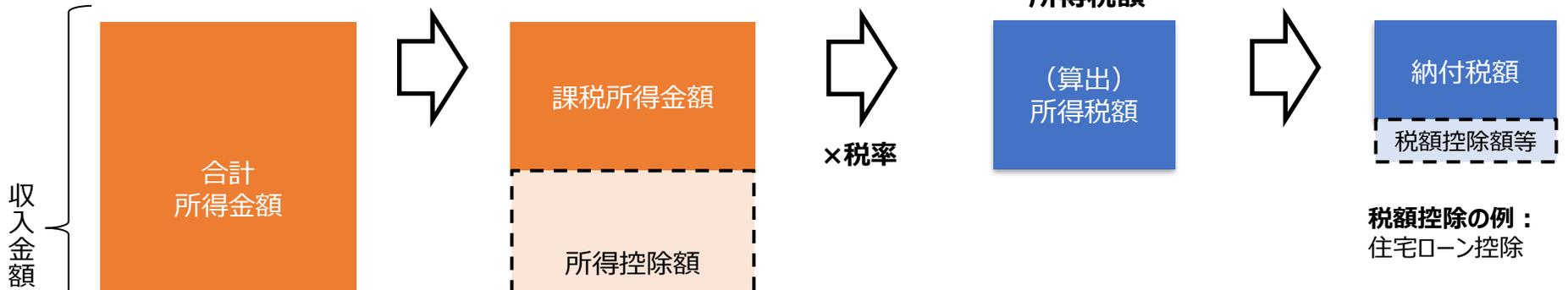
< 所得税の計算 (イメージ) >

収入金額
- 収入から差し引く金額
= **合計所得金額**

合計所得金額
- 所得控除額
= **課税所得金額**

課税所得金額
× 所得税率
= (算出)
所得税額

所得税額
- 税額控除額等
= **納付税額**



税額控除の例：
住宅ローン控除

所得控除の例：

- ・人的控除
障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、扶養、配偶者（特別）、**基礎控除** 等

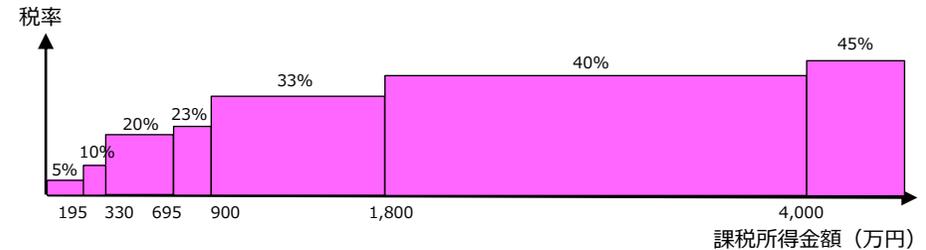
- ・その他の控除
雑損、医療費、社会保険料、小規模共済、生命・地震保険料 等

所得の種類：

不動産、事業、給与、雑（公的年金含む） 等

所得税率（超過累進税率）

所得税の税率は、所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担する仕組み



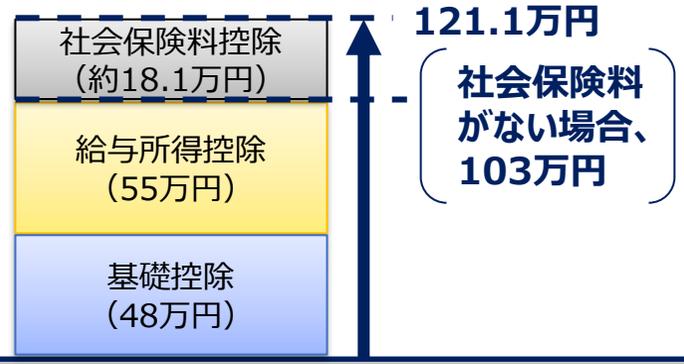
課税所得金額650万円の場合

$$195\text{万円} \times 5\% + 135\text{万円} \times 10\% + 320\text{万円} \times 20\% = 87\text{万}2,500\text{円}$$

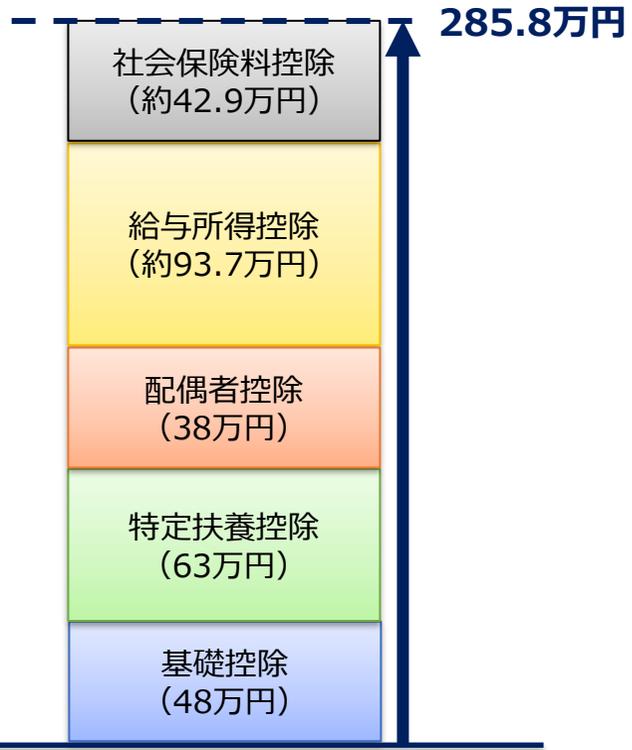
納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を示す指標を課税最低限と呼んでいる。具体的には、様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、給与所得控除、基礎的な人的控除（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除の各控除を言います。）、社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限となる。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となる。

所得税の課税最低限のイメージ

单身／扶養親族なしの場合



夫婦片働き子1人（大学生）の場合



課税最低限の趣旨
 かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期には、生計費からの観点が見られる傾向にありました。その後、高度成長期から安定成長を経て、国民の所得水準は大幅に上昇するとともに、国民の保有資産も相当程度増加してきています。このような経済社会の構造変化などに鑑みると、課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります。
 「わが国税制の現状と課題 -21世紀に向けた国民の参加と選択-」（政府税制調査会 平成12年7月）

(注) 標準的な社会保険料を仮定。

物価上昇局面における税負担率

○所得税については、基礎控除等の控除額が定額であることから、物価上昇局面において、課税所得の伸びが収入の伸びを上回るため、所得に対する税負担率が上昇する。
そのため、税負担率を一定にするためには、控除額の調整が必要。

【イメージ】 ※簡略化しており、控除額や適用税率は実際のものとは異なる

①物価・賃金上昇前

※ 税率は一律5%、控除額は一定と仮定。
所得金額は、給与所得控除を含む経費を差し引いた金額。

控除 100	課税所得 300
--------	----------

所得金額 400

$$\text{税額} = 300 \times 5\% = 15$$

②物価20%、名目賃金20%上昇

控除 100	課税所得 380
--------	----------

所得金額 480

$$\text{税額} = 380 \times 5\% = 19$$

③控除額を物価上昇に合わせて20%引上げ

控除 120	課税所得 360
--------	----------

所得金額 480

$$\text{税額} = 360 \times 5\% = 18$$

税負担率

$$\textcircled{1} 15 / 400 = 3.75\%$$

上昇

$$\textcircled{2} 19 / 480 = 3.95\%$$

一定

$$\textcircled{3} 18 / 480 = 3.75\%$$

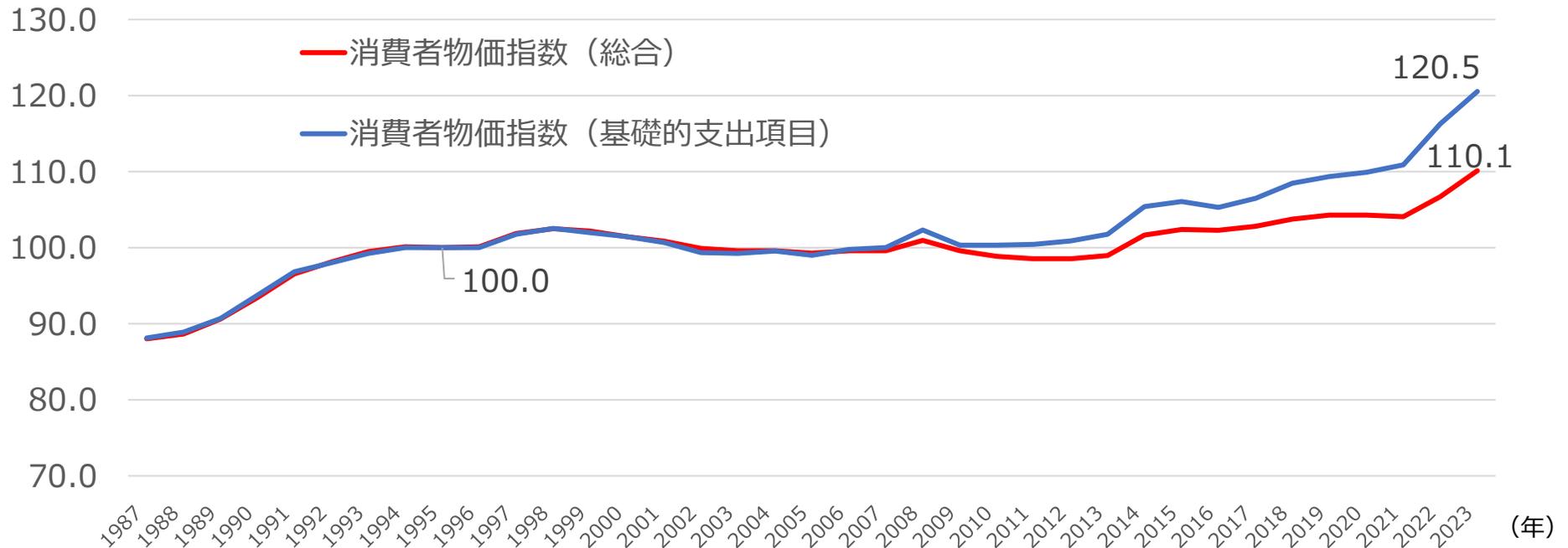
消費者物価指数（総合、基礎的支出）の推移

【令和7年度税制改正大綱】（令和6年12月20日（金））自由民主党・公明党

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

【消費者物価指数の推移】

(1995年=100)



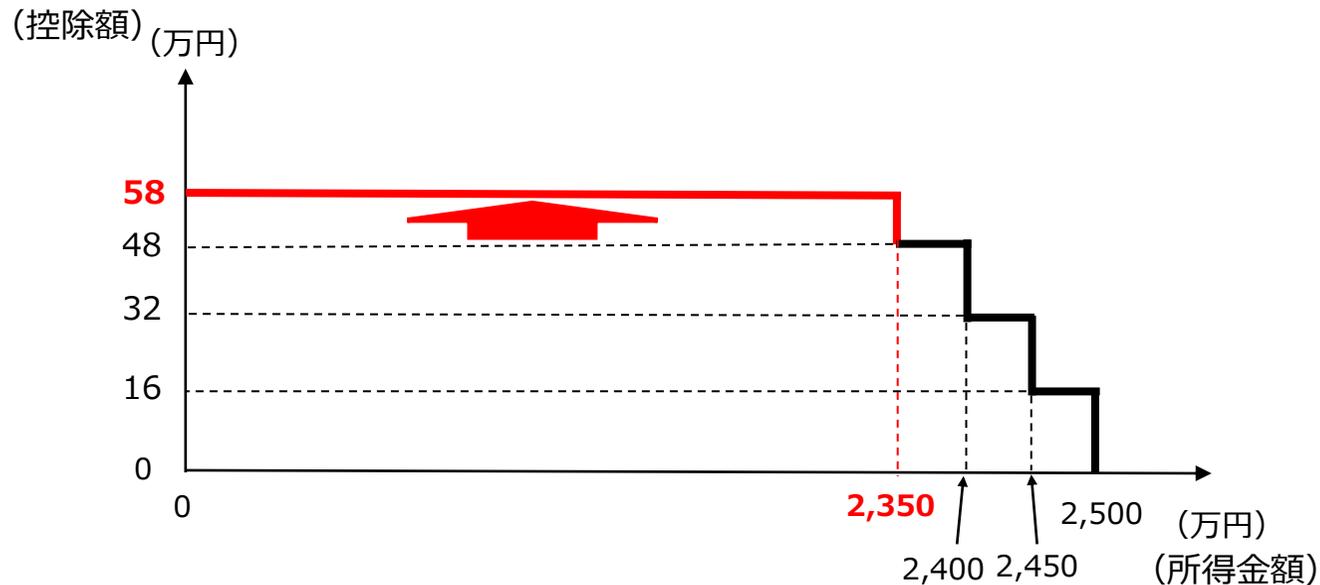
所得税の基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ

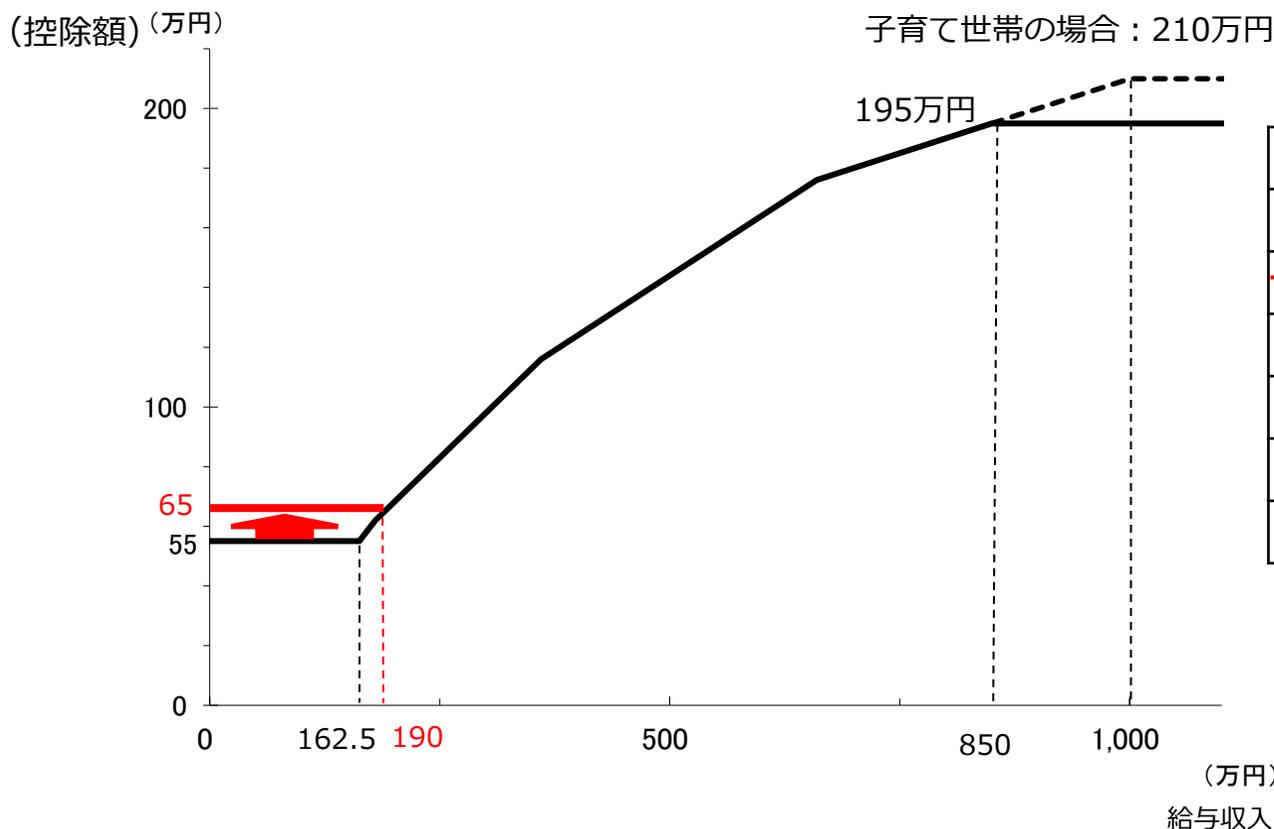


給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**するとの観点から、**最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円

給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% - 10万円
360万円以下	給与収入×30% + 8万円
660万円以下	給与収入×20% + 44万円
850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

基礎控除等の引上げ

デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に

- ・ **基礎控除**：48万円から10万円引き上げ、**58万円**に ※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
- ・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から10万円引き上げ、**65万円**に

基礎控除の上乗せ特例

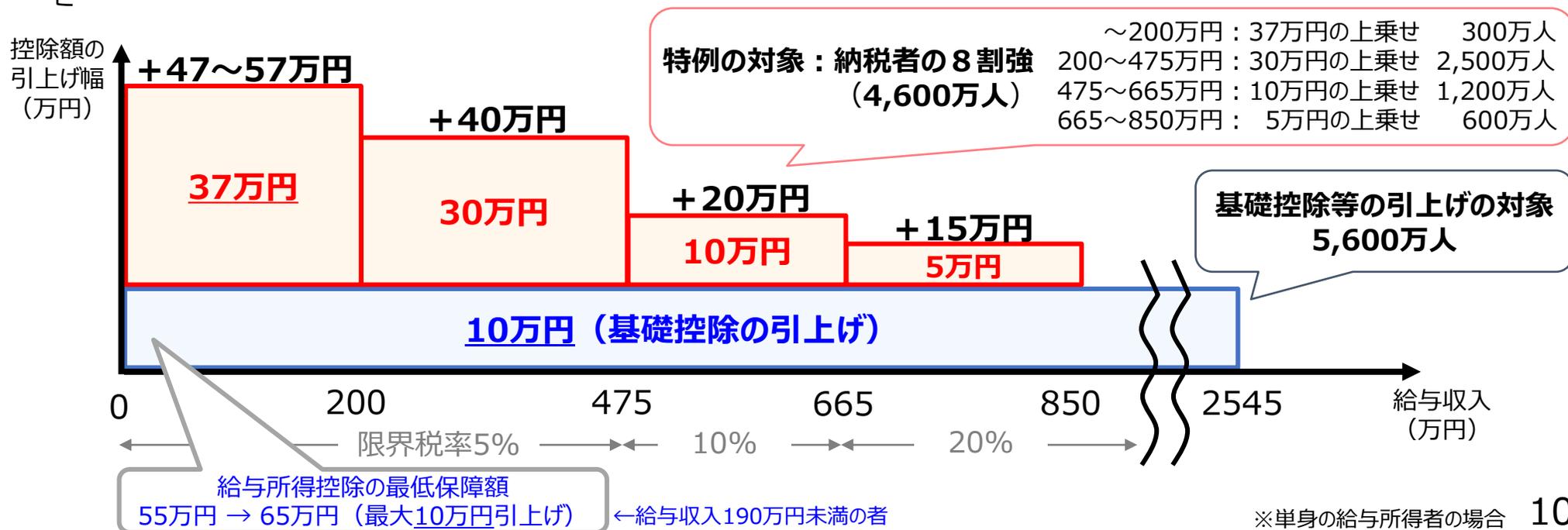
1. 低所得者層の税負担への配慮 (恒久的措置)

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引き上げ**

2. 中所得者層を含めた税負担軽減 (令和7年・8年)

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

⇒ **単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上 (2~4万円) の税負担減**
令和7年12月の年末調整から適用



（所得税の抜本的な改革に係る措置）

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

（所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置）

第82条 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

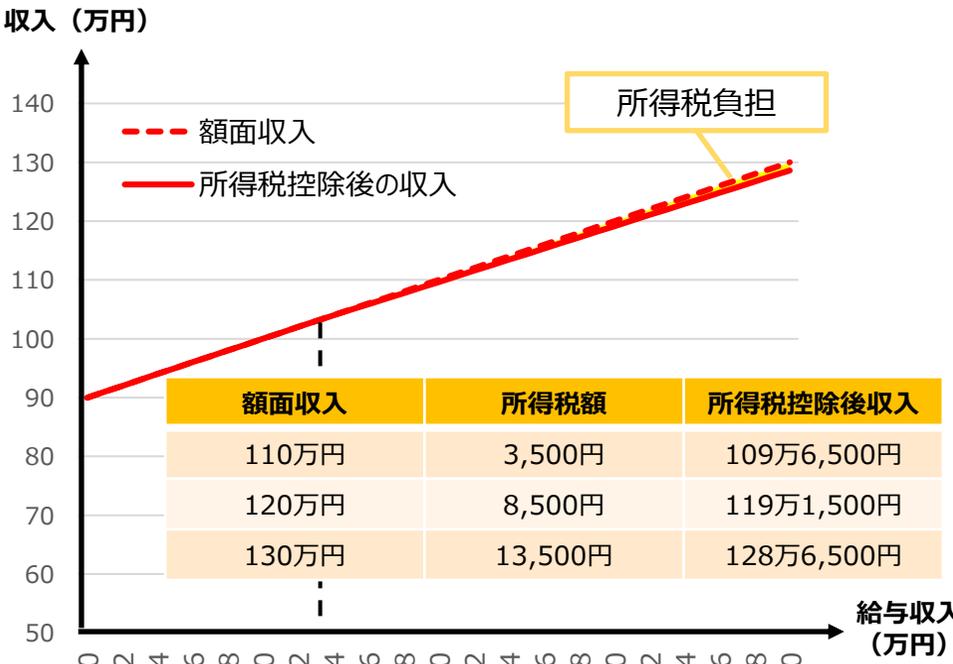
「扶養されている」側の課税最低限と手取り

- 「扶養されている」側の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養されている」本人に所得税が賦課されるが、103万円を超えた部分にのみ課税されるため、手取りの逆転はしない。
- 新たな手続きも生じない。

● 超過累進税率のイメージ

各種控除： (課税なし)	(所得控除後) ～195万円： 5%	(所得控除後) ～330万円： 10%	(所得控除後) ～695万円： 20%
-----------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------

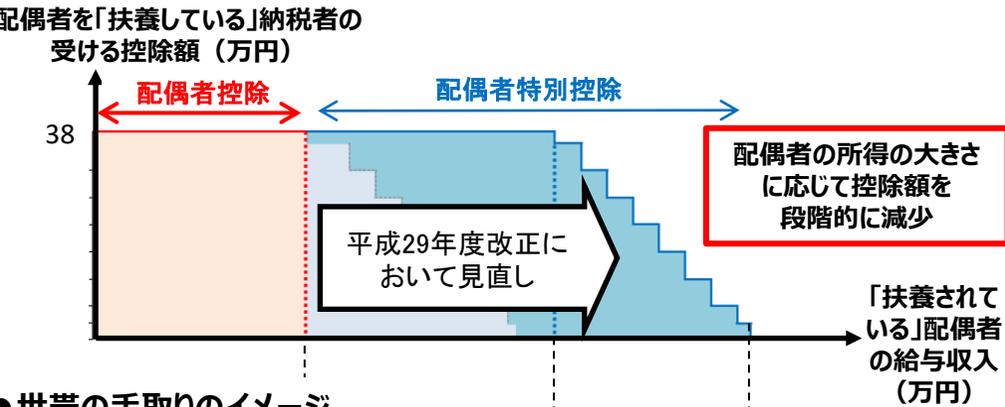
● 所得税負担のイメージ (社会保険料支払いがない場合)



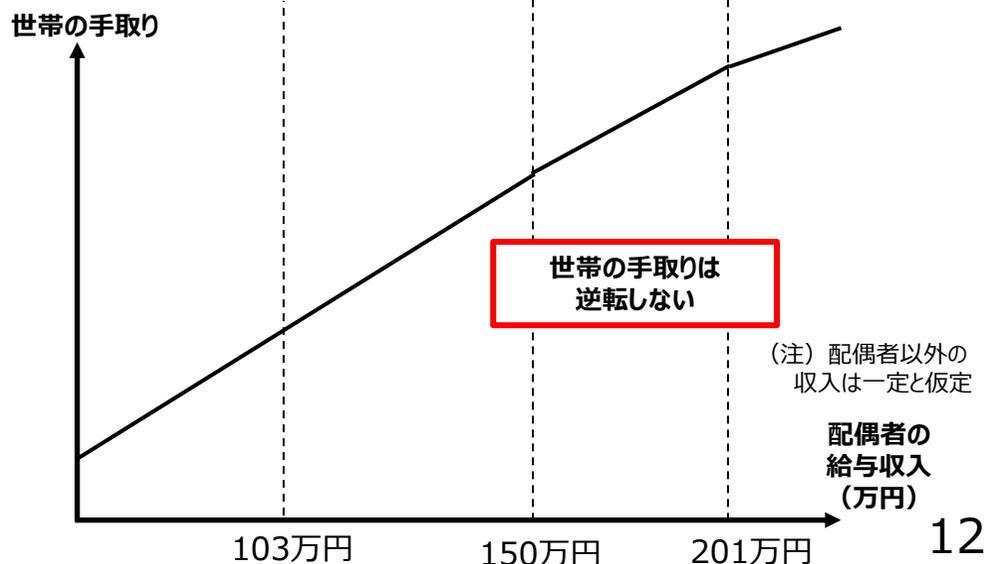
配偶者を「扶養している」側の税負担と世帯の手取り

- 配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りは逆転しない。

● 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



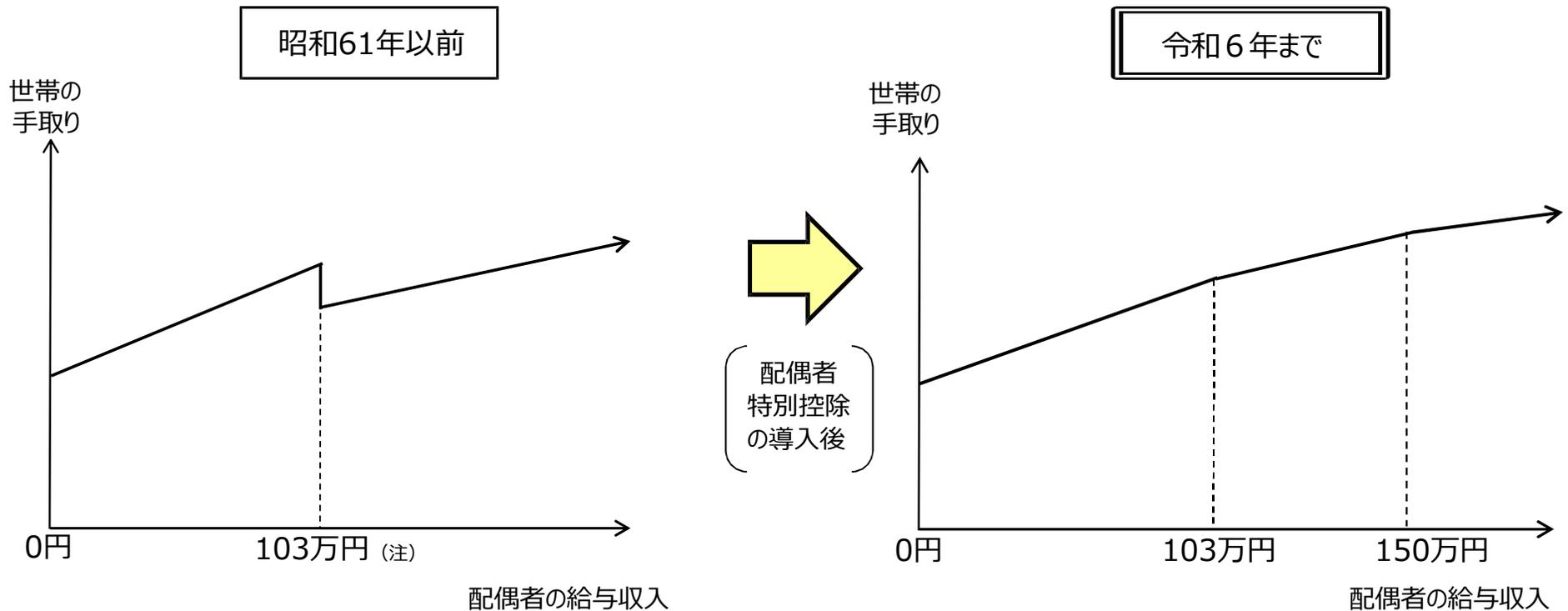
● 世帯の手取りのイメージ



配偶者に係るいわゆる「103万円の壁」について

R 7 改正以前

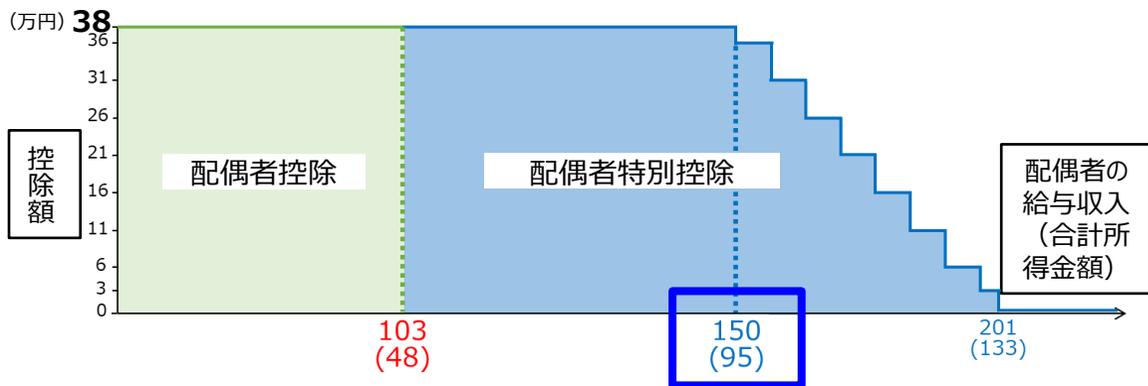
配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる配偶者に係る「103万円の壁」）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



(注) 納税者本人が配偶者控除を受けられることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「令和6年まで」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

「扶養している」側の税負担

「扶養される側」が配偶者の場合

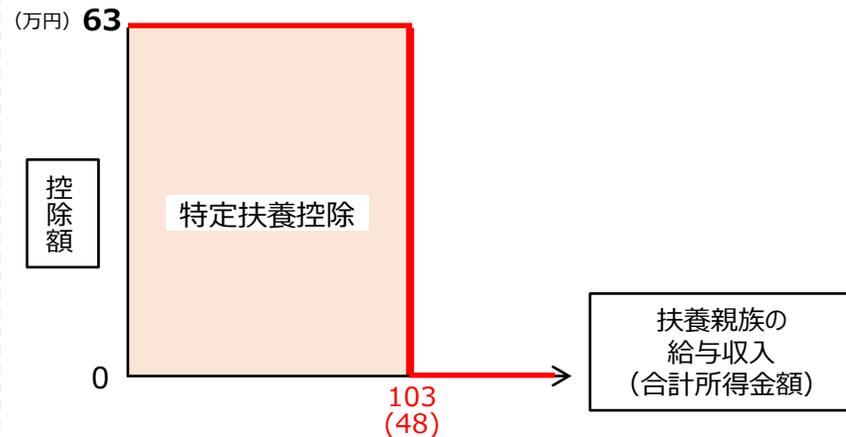


- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の配偶者の給与収入が **103万円ではなく、150万円**を超えた場合。
- 150万円を超えても、配偶者の収入の大きさに応じて控除額が段階的に減少する配偶者特別控除により、**世帯の手取りは逆転しない**。

「扶養する側」の納税者に適用される控除は、「扶養される側」の配偶者の給与収入が

- 103万円以下の場合：配偶者控除（38万円）、
- 103万円超～201万円以下の場合：配偶者特別控除（38万～0円）

「扶養される側」が特定扶養親族（19～22歳の親族）の場合



- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の給与収入が **103万円**を超えた場合。
- 「扶養される側」の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養する側」の納税者の税負担が**控除額全額分**（63万円に税率を乗じた額）が**一度に増加し、世帯の手取りが逆転**。

「扶養されている」側の税負担

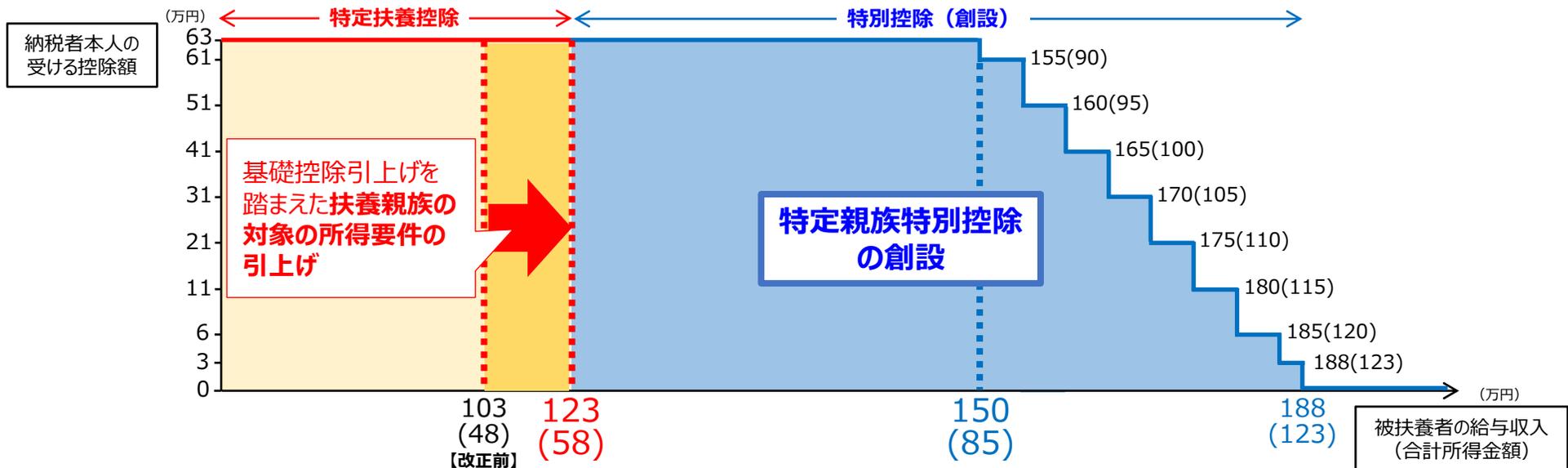
- 配偶者であるか扶養親族であるかを問わず、**給与収入が103万円**（基礎控除（48万円）＋給与所得控除（55万円））**を超えた部分に税率**（国税5%～）をかけた額
- ※ **学生**については、**給与収入が130万円以下である場合には、勤労学生控除（27万円）が適用されるため、税負担が生じない**。ただし、給与収入が130万円を超える場合には、給与収入が103万円を超えた部分について税負担が生ずる。

特定扶養控除の見直し・特定親族特別控除の創設等

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）**までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組み（**特定親族特別控除**）を導入する。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）**とする。源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ



(注) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

2. 所得税の各種所得と諸控除

所得税の各種所得の対象・計算方法・課税方式

所得の種類	対象	計算方法	課税方式
利子所得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 (注1)
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ $\left[\begin{array}{l} \text{株式などを取得する} \\ \text{ための借入金の利子} \end{array} \right]$	総合課税 申告分離課税 (又は申告不要)
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 (注2)
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (注3)	総合課税
退職所得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ※勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金については、2分の1課税を適用しない。(注4)	分離課税
山林所得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)	分離課税 (5分5乗)
譲渡所得	資産の譲渡(建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む。)による所得	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資産の} \\ \text{取得費・譲渡} \\ \text{費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得るため} \\ \text{に支出した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
雑所得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告不要又は申告分離課税。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得(事業・譲渡・雑)、土地等の譲渡による所得(譲渡)、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得(事業・雑(令和8年3月31日まで課税停止))、先物取引による所得(事業・譲渡・雑)等である。

(注3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

(注4) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に限り、2分の1課税を適用しない。

人的控除の種類及び概要

	改正年度 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			所得税	住民税		
基礎的な 人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高95万円 <small>〔合計所得金額132万円以下:95万円 132万円超336万円以下:88万円 336万円超489万円以下:68万円 489万円超655万円以下:63万円 655万円超:58万円〕</small>	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 〔所得税:2,350万円超から 住民税:2,400万円超から 控除額が通減〕
	配偶者控除 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和36年 (1961年) (昭和36年) (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者 ・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高48万円	最高38万円	
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 (同居老親等加算)	昭和25年 (1950年) (昭和25年) (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者 ・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を 有する者	38万円	33万円	—
		昭和63年 (1988年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
		昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
昭和54年 (1979年)		・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—	
特定親族特別控除	令和7年 (2025年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え123万円以下である年齢が19歳以上23歳未満の親族等を有する者	最高63万円	最高45万円	—	
特別な 人的控除	障害者控除 (特別障害者控除) (同居特別障害者控除)	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
		昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
		昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況と している者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等 が58万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額85万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下	

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額 × 10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円（※1）） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ※1 23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分に限り、6万円【令和7年度改正】。 ※2 各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額5万円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万5千円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$